

産業構造審議会及び知財実務論争における 「除くクレーム」の制度的整合性と将来的 展望に関する包括的研究報告書

Gemini 3 pro

1. エグゼクティブサマリー

本研究報告書は、日本国特許実務において長年の懸案事項となっている「除くクレーム（disclaimer）」の運用に関する最新の制度改正動向と、それに対する実務家層からの批判的検証を包括的に分析したものである。特に、令和7年（2025年）11月17日に開催された産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第18回審査基準専門委員会ワーキンググループ（以下、「第18回WG」）における議論の到達点と、同時期に知財実務コミュニティ（「そーとく日記」及び「知財実務オンライン」）で再燃した「傘理論（Umbrella Theory）」に基づく本質的批判との間の整合性を検証することを主たる目的とする。

「除くクレーム」とは、先行技術と重複する部分を請求項から除外する補正形式であり、平成20年の知財高裁大合議判決（ソルダーレジスト事件）以降、日本においては極めて柔軟に運用してきた。しかし、この柔軟性は、技術的貢献の乏しい発明が進歩性を認められてしまう「パズル的な権利化」や、第三者の監視負担増大といった弊害を招來した。これに対し特許庁は、第18回WGにおいて審査基準およびハンドブックの改訂案を提示し、特に「進歩性判断における阻害要因の認定」を厳格化する方針を打ち出した¹。

一方で、柴田和雄弁理士らによる「知財実務オンライン」での指摘や「そーとく日記」における論考は、進歩性という「出口」の問題のみならず、補正の適法性という「入口（新規事項追加）」の段階において、当初明細書に開示のない事項を除外すること（Undisclosed Disclaimer）の是非を問うている³。彼らの主張する「傘理論」の観点からは、日本の現行実務は依然として補正の許容範囲が広すぎ、発明の実体を変質させるリスクを抱えているとされる。

本報告書の結論として、第18回WGで決定された対応策は、実務上の最大の問題点であった「安易な進歩性肯定」に対する強力な抑制策としては機能するものの、柴田氏らが指摘する「補正による技術的思想の変質（新規事項追加）」という法理的な構造問題の解決には至っていないことが明らかとなった。特許庁が当初検討していた「技術的思想の顕著な相違」を新規事項の判断要件とする案（方向性①）が見送られたことは、実務の混乱を避けるための現実的判断であると同時に、欧州特許庁（EPO）等が採用する厳格な「傘理論」への回帰を断念したことを意味する。

したがって、現状の問題点は「運用レベル（進歩性評価）」では解決に向かうが、「制度設計レベル（補正の許容性）」では解決されず、日本特許法における独特の「除くクレーム」法理が維持されることとなる。本報告書では、この乖離が今後の実務に与える影響と、出願人および第三者が取るべき戦略的対応について詳述する。

2. 序論：日本特許実務における「除くクレーム」の史的変遷と現状

2.1 「除くクレーム」の定義と法的性質の再定義

特許法における「クレーム（請求項）」は、独占排他権の範囲を画定する最も重要な法的文書である。通常、発明は構成要件の組み合わせ（A+B+C）によって定義されるが、「除くクレーム（Negative Limitation / Disclaimer）」は、「A を除く」あるいは「B でない」といった否定的表現を用いて発明の範囲を限定する手法を指す⁵。

本来、特許法第 17 条の 2 第 3 項は、補正が「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内」で行われなければならないと規定している（新規事項追加の禁止）。この原則を厳格に解釈すれば、当初明細書に「A でない」という積極的な開示がない限り、A を除外する補正是「当初記載のない事項」を導入するものとして許されないはずである。これを「積極的開示要件（Positive Disclosure Requirement）」と呼ぶ。

しかし、特許実務の現場においては、出願後に発見された先行技術（Prior Art）との重複（Accidental Anticipation）を回避する必要性が頻繁に生じる。もし「除くクレーム」が一切認められなければ、画期的な発明の一部がたまたま先行技術と重なっていただけで、発明全体が拒絶されるという過酷な結果を招くことになる。この実務的要請と法的原則の衝突こそが、長年にわたる論争の核である。

2.2 ソルダーレジスト事件大合議判決：パラダイムシフトの起点

日本の知財実務において、この論争に一つの決着を与え、現在の運用の基礎を築いたのが、平成 20 年 5 月 30 日の知的財産高等裁判所大合議判決（平成 18 年（行ケ）第 10563 号、通称「ソルダーレジスト事件」）である⁶。

この判決以前、特許庁の審査実務では、「除くクレーム」とする補正是、当初明細書にその除外の根拠となる記載がない限り、原則として新規事項追加に該当するとされていた。しかし、知財高裁は、以下の条件を満たす場合には、当初明細書に記載がなくとも（Undisclosed Disclaimer であっても）、「除くクレーム」とする補正是許容されるとの画期的な判断を示した。

1. 特許出願に係る発明のうち、先行技術と同一である部分（重複部分）を除外するものであ

ること。

2. 当該補正が、新たな技術的事項を導入するものではないこと。

裁判所は、単に先行技術と重なる部分を切り取るだけであれば、それは発明の技術的内容を実質的に変更するものではなく、むしろ当初の発明が意図していた範囲を明確にする行為に過ぎないと解釈したのである。この判決は、出願人にとっては「救世主」となった。引用文献が見つかっても、その文献に記載された具体的な構成だけを「ピンポイント」で除外すれば、特許性を維持できる道が開かれたからである。

2.3 顕在化している構造的病理：権利の不安定化と「穴あけ」の濫用

ソルダーレジスト判決以降、日本においては「除くクレーム」が極めてポピュラーな補正手段として定着した。しかし、その利便性の裏側で、以下の深刻な弊害が顕在化し、今回の第18回WGでの議論へとつながっている⁸。

2.3.1 進歩性判断の形骸化（阻害要因の作出）

最大の問題は、進歩性（特許法第29条の2）の判断における歪みである。通常、先行技術（公知発明）から当業者が容易に想到できる発明には進歩性が認められない。しかし、「除くクレーム」を用いることで、出願人は以下のようなロジックを構築することが可能になった。

- **先行技術**：成分Aを必須とする組成物。
- **本願補正**：成分Aを含まない（除く）組成物。
- **出願人の主張**：「先行技術は成分Aを必須としている。したがって、成分Aを除外することは、先行技術の教示に逆行するものであり、当業者がそのような構成を採用する動機づけがない（阻害要因がある）。ゆえに、本願発明は進歩性を有する。」

このロジックの問題点は、本願発明者が「成分Aを含まないこと」による特段の効果（異質な効果や顕著な効果）を見出していない場合でも、形式的に「阻害要因」が成立してしまう点にある。これは、技術的貢献のない発明に対する特許付与を意味し、特許制度の根幹を揺るがす事態である。

2.3.2 権利範囲の複雑化と第三者の予見可能性

また、多数の引用文献を回避するために、「文献Xに記載のものを除く」「文献Yに記載のものを除く」といった補正が積み重ねられることで、クレームが「スイスチーズ」のように穴だらけの状態となる。第三者から見れば、最終的に何が権利範囲として残っているのかが判然とせず、事業活動における予見可能性が著しく損なわれる。不明確な権利は、無効審判や侵害訴訟のリスクを高め、産業界全体のコスト増大を招く。

2.3.3 新規事項追加判断の空洞化

さらに、ソルダーレジスト判決が示した「新たな技術的事項を導入しない」という要件も、実

務上は形骸化しつつあった。「重複を除くため」という大義名分があれば、実質的には発明の定義を変えるような除外であっても、審査官が看過せざるを得ない状況が生まれていたのである。

3. 第 18 回審査基準専門委員会ワーキンググループにおける検討詳細

3.1 審議の背景と特許庁の問題意識の深化

令和 7 年（2025 年）11 月 17 日、特許庁庁舎において開催された第 18 回審査基準専門委員会ワーキンググループは、まさに上述した「除くクレームの功罪」にメスを入れるための場であった。議事次第によれば、本件は AI 関連発明と並ぶ主要議題として位置づけられており、特許庁事務局からも強い危機感が示されている¹。

特許庁の星野審査基準室長による説明では、ユーザー（特に第三者としての立場にある企業知財部）から、「除くクレームによって進歩性のない発明が特許化されている」「権利範囲が不明確で迷惑している」といった声が多数寄せられていることが報告された²。これを受け、事務局は資料 3 「『除くクレーム』とする補正の考え方について」を提出し、具体的な対応策を提示した。

3.2 提案された対応策の具体的分析

資料 3 において特許庁が提示した論点は、主に「進歩性」「新規事項追加」「明確性」の 3 点に集約される。ここでは、それぞれの提案内容を詳細に分析する。

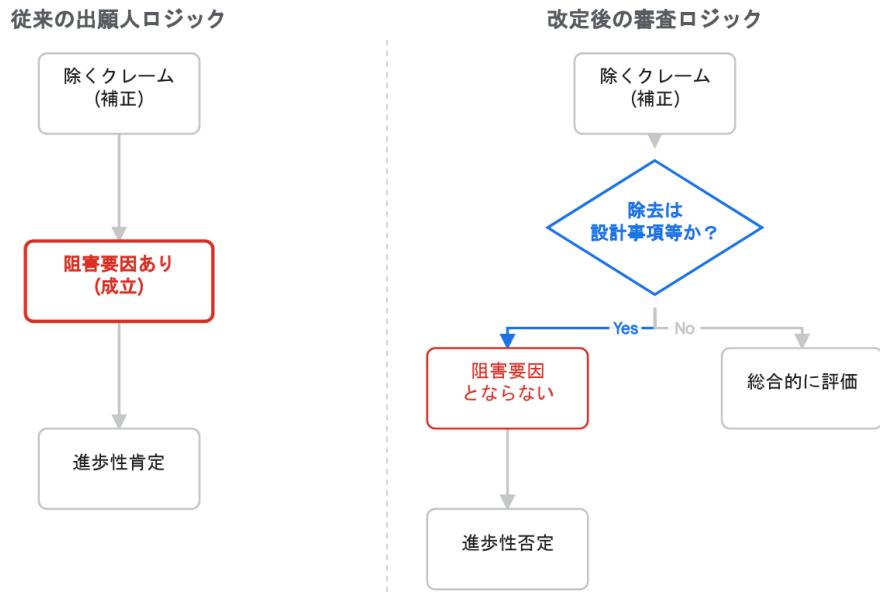
3.2.1 進歩性（阻害要因）の判断適正化：設計事項との峻別

従来の実務では、引用発明の構成の一部を除外することで「阻害要因」が認められやすい傾向にあった。これに対し特許庁は、**「単に引用発明の構成を除外したからといって、直ちに阻害要因にはならない」**という明確な基準を打ち出した²。

具体的には、引用発明において特定の構成が採用されていたとしても、別の課題（コストダウン、生産性向上、代替材料の使用など）を解決するために、その構成を採用しない（除外する）ことは、当業者が日常的に行う「設計変更」の範疇である場合が多い。特許庁は、審査基準またはハンドブックに、「阻害要因の認定に当たっては、技術的背景や課題の共通性などを総合的に勘案し、単なる設計事項の排除をもって阻害要因とはしない」旨を追記することを提案した。

これは、形式的なロジック（構成の欠如＝阻害要因）を否定し、実質的な技術的困難性（本当にその構成を除くことが困難だったのか？）を問う方向への転換を意味する。

除くクレームにおける進歩性判断のロジック変更



第18回基準WGで確認された、従来の出願人口ジックと改定後の審査ロジックの比較。先行技術の要素を除去することが直ちに阻害要因とはならない点が強調されています。

Data sources: 特許庁(第18回議事要旨), 特許庁(第18回議事録), Yorozi IP

3.2.2 新規事項追加 (New Matter) への切り込みと挫折

特許庁事務局の提案の中で最も野心的であったのが、新規事項追加判断に関する「方向性①」と呼ばれる案である。

現行の審査基準（第IV部第2章3.3.1(4)(i)）は、「引用発明と重なる部分を除く補正」は許されると読める記載となっている。事務局は、これが誤解を招いているとし、**「除くクレームとして許容されるのは、除外後の発明が引用発明と技術的思想として顕著に異なり、本来進歩性を有する場合に限られる」**という要件を審査基準に明記することを提案した¹¹。

この提案の意図は明確である。「進歩性のないような些末な発明については、そもそも補正自体を認めない（新規事項追加として拒絶する）」という、入り口でのフィルタリング機能を持たせようとしたのである。これは後述する「傘理論」や欧州実務に近いアプローチであり、制度の根本的な是正を目指したものであった。

3.2.3 明確性の確保

クレームが複雑化しすぎている問題については、特許法第36条第6項第2号（明確性要件）の運用を厳格化し、除外の結果として発明の範囲が不明瞭になる場合には拒絶することを再確認する方針が示された。

3.3 委員会の反応と決定された方針：「方向性①」の見送り

第18回WGにおける議論は、特に「方向性①（新規事項判断への技術的思想の導入）」に集中した。結果として、この提案は委員からの強い反対に遭い、見送られることとなった。

複数の委員（特に弁理士や法学者などの実務家委員）から出された反対意見の核心は、**「新規事項の判断（補正が当初記載の範囲内かどうかの事実認定）に、進歩性の概念（技術的思想の相違や顕著性）を持ち込むべきではない」**という法理的な整合性への懸念であった¹²。補正が許されるかどうかは、あくまで「当初の書面に書いてあったか（あるいはそこから導けるか）」という客観的な事実に基づくべきであり、「技術的に優れているか」という価値判断を混ぜると、判断基準が不明確になり、予見可能性が損なわれるという主張である。

最終的に、第18回WGでは以下の結論が了承された¹³。

1. **進歩性について**：阻害要因の認定厳格化（設計事項との峻別）を審査基準またはハンドブックに明記する。
2. **新規事項について**：当初提案の「技術的・思想の顕著な相違」を要件化することは見送り、現行基準の解釈を補足する程度に留める（事実上の現状維持）。
3. **明確性について**：ハンドブックでの事例追加等で対応。

この結論は、特許庁が目指した抜本的な改革（補正要件の厳格化）が、法的整合性という壁に阻まれ、運用改善（進歩性判断の厳格化）という現実的な着地点に落ち着いたことを意味している。

4. 「そーとく日記」及び「知財実務オンライン」における指摘事項の深層分析

本章では、ユーザーのクエリにある「そーとく日記」および「知財実務オンライン（第269回）」で柴田和雄弁理士らが展開している議論を詳細に分析する。特許庁のWGでの議論が「行政実務」の視点であるのに対し、彼らの議論は「法理（Dogmatics）」と「国際的整合性」の視点から、より根源的な問題を提起している。

4.1 柴田和雄弁理士による「傘理論（Umbrella Theory）」の再提起

柴田和雄氏（元特許庁審判官・弁理士）は、欧州特許実務における「傘理論」を引用し、日本の現状に警鐘を鳴らしている³。

4.1.1 傘理論 (Umbrella Theory) の本質

「傘理論」とは、特許法における優先権や補正の範囲に関するメタファーであり、法理である。

出願当初の明細書（または優先権主張の基礎となる出願）が広げた「傘（Umbrella）」の範囲内でのみ、その後の補正や権利化が許されるとする考え方である。この傘の下（保護範囲）にあるものは守られるが、傘からはみ出した部分（新たな事項）には権利が及ばない。

柴田氏の指摘において重要なのは、「Undisclosed Disclaimer（非開示の除外）」が、この「傘」を歪める行為になり得るという点である。

例えば、雨（先行技術）が降ってきたとき、傘の一部に穴を開けて雨を避ける行為（除くクレーム）が許されるのか。もしその穴を開けることで、傘の骨組み（技術的構造）自体が変わってしまうなら、それはもはや「当初の傘」ではない、というのが欧州流の厳格な解釈である 15。

4.1.2 欧州特許庁 (EPO) との対比

EPO の拡大審判部決定 (G1/03, G2/10) は、この点を極めて厳格に扱っている。EPO では、当初明細書に記載のない事項を除外する補正 (Disclaimer) は、以下の例外的な場合にのみ許容される¹。

1. 偶然の重複 (Accidental Anticipation) を除く場合。
2. 特許性を阻害する例外（公序良俗違反など）を除く場合。

そして最も重要な要件として、** 「Disclaimer によって技術的な貢献 (technical contribution) を加えてはならない」 ** とされる。つまり、除外することによって新たな効果が生じたり、発明の性質が変わったりする場合は、補正自体が許されない。これは、日本のソルダーレジスト判決が示した「新たな技術的事項を導入しなければ OK」という基準よりもはるかに厳しいハードルである。

4.2 技術的貢献なき「穴あけ」による進歩性主張のパラドックス

「そーとく日記」では、具体的な事例（銀微粒子製造方法事件等）を挙げつつ、「除くクレーム」が進歩性の創出に使われている現状を批判している 4。

ブログ記事で紹介されている事例では、先行技術文献に「端部のみが融着する」と記載されていたため、本願発明のクレームに「（端部のみが融着する場合を除く）」という限定を付加した。これにより、「先行技術は端部のみの融着を指向しているが、本願はそれを除外しているため、構成が異なり、阻害要因がある」として特許性が認められた（知財高裁平成 29 年（行ケ）10032 号）。

しかし、著者は以下の疑問を呈している。

1. **先行技術の曖昧性**：先行技術の「端部のみ」という記載は本当に厳密な除外根拠となり得るのか？実験事実として確認されているのか？
2. **技術的意義の欠如**：本願発明者が「端部のみ融着する場合を除く」ことの技術的意義（な

ぜ除くと良いのか）を当初から認識し、開示していたのか？もしそうでないなら、これは単なる「言葉遊び」による特許延命ではないか？

柴田氏やブログ著者が懸念しているのは、「何を作ったか（What I invented）」ではなく「何を避けたか（What I avoided）」によって特許が定義され、評価されるという倒錯した状況である。これは、技術的思想の創作に対する対価としての特許制度の趣旨を没却させかねない。

4.3 「除くクレームはそんなに自由でいいのか？」という問い合わせ

「知財実務オンライン」の動画タイトルにある「除くクレームはそんなに自由でいいのか？」という問い合わせは、日本の現行実務（ソルダーレジスト判決基準）に対する根本的な懷疑である¹⁶。

日本の実務は、形式的に「重複を除く」形をとっていれば、その補正を広く認める傾向にある。しかし、その「自由さ」が、結果として「進歩性のない発明の特許化」や「権利範囲の不明確化」というコストを社会全体に強いている。柴田氏は、欧州のような「傘理論」的な規律を導入し、補正の自由度そのものを適正化すべきではないかと示唆しているのである。

5. 制度的対応と実務的批判のギャップ分析

第18回WGでの決定事項は、「そーとく日記」や「知財実務オンライン」で指摘された問題を解決できるのだろうか。本章では、特許庁の対応策と実務家からの批判を照らし合わせ、そのギャップを検証する。

5.1 進歩性判断基準の改訂による解決の射程

【解決される領域：進歩性の安易な肯定】

特許庁が決定した「阻害要因の認定厳格化」は、柴田氏らが懸念する「技術的意義のない穴あけによる特許化」という**症状（Symptom）**に対しては、有効な治療薬となると考えられる。

今後、審査官はハンドブック等の改訂を根拠として、出願人が「除くクレーム」を行ったとしても、「除いたこと」以外の実質的な技術的相違点や効果の顕著性を厳しく問うようになる。単に「先行技術に書いてあることを除きました」というだけでは、阻害要因とは認められず、設計事項として拒絶されるケースが増えるだろう。この点において、実務家の懸念は一定程度払拭される。

5.2 新規事項追加（New Matter）における構造的限界

【解決されない領域：補正の適法性】

しかし、柴田和雄氏が「傘理論」を持ち出して指摘した本質的な病巣（Root Cause）、すなわち「当初明細書に書かれていない事項を除外する補正が、なぜ日本ではこれほど広範に許され

るのか（新規事項ではないのか）」という構造的な問題は、今回のWG決定では解決されない。

前述の通り、特許庁が提案した「方向性①（技術的思想の顕著な相違を補正要件とする案）」は見送られた。これは、**「除くクレームの補正自体は（従来通り広範に）認める」**という現状維持の選択を意味する。

つまり、日本の実務は依然として、以下のプロセスをたどることになる。

1. 出願人は、当初記載のない除外補正を行う（Undisclosed Disclaimer）。
2. 特許庁は、その補正自体は「適法」として受け入れる（新規事項違反にはしない）。
3. その上で、補正後の発明に「進歩性があるか」を厳しく審査し、技術的意義がなければ拒絶する。

これに対し、欧州（傘理論）のアプローチは以下である。

1. 出願人が Undisclosed Disclaimer を行う。
2. 特許庁は、その補正が技術的貢献を加えるものであれば、「補正自体が違法（新規事項追加）」として却下する。

結果として「特許にならない」という結論は同じかもしれないが、法的構成は大きく異なる。日本では「補正は自由だが評価は厳しい」という運用が続くため、出願人は依然として「とりあえず除いてみて、進歩性の理屈は後で考える」という試行錯誤（悪く言えばGerrymandering）を行う余地が残されている。「除くクレームはそんなに自由でいいのか？」という問い合わせに対する答えは、「（補正すること自体は）依然として自由なままである」となる。

5.3 欧州特許庁（EPO）基準との比較法的考察

この結果、日本の実務は依然として欧州とは大きく異なる位置に留まることになる。以下の比較マトリクスは、その差異を視覚的に整理したものである。

国際的なディスクレーマー（除くクレーム）規制の比較

比較項目	日本 (JAPAN)	欧州・米国 (比較参照)
法的根拠・主要判例	ソルダーレジスト大合議判決 (H20.5.30) 「除くクレーム」の判断基準を定立。	独立特許要件の判断が日本より厳しい傾向 (米国等)。 ※日本のような「訂正許容範囲」の柔軟性と対比される。
未公開ディスクレーマーの許容性 (新規事項)	導電性粒子製造方法事件 (H29) 除くクレームによる進歩性を肯定。	原則禁止 / 厳格な例外 日本の「原則許容」スタンスと対比され、欧州等は要件が厳格であるとされる。
進歩性への影響 (Inventive Step)	<ul style="list-style-type: none">肯定例: 引用発明の技術的思想（目的）と異なり、構成を阻害する場合（例：導電性粒子事件）。否定・議論: 単に先行技術の制約を外しただけ（例：Naイオンと炭酸イオンの特定）では、新たな効果の発見があっても進歩性は否定されやすい。	実質的変更・拡張の判断が厳格。 ※日本と比較して、単なる「除外」による特許性獲得はハードルが高い傾向。
現在の課題・論点	除外範囲の不明確さ 先行技術に「端部のみ」等の定量的記載がない場合、除外の境界が曖昧になる問題。 ※実施例に基づかない理論上の「除外」の証明の難しさ。	マルチ・マルチクレームの制限など、形式的要件の厳格化（米国）。

主要法域におけるディスクレーマー（除くクレーム）の法的基準の比較。特に、日本の「ソルダーレジスト事件」以降の独自の立ち位置（新規事項としては原則許容だが、進歩性判断においては議論あり）に注目。欧米については比較資料に基づく対比的記述を含む。

Data sources: [ThinkPat Blog](#), [OSLAW Newsletter](#), [JPO Report](#)

表から明らかなように、日本は「*Undisclosed Disclaimer*」の許容性においては世界でも突出して寛容である。今回のWG決定は、この寛容さを維持しつつ、進歩性要件でバランスを取ろうとする「日本独自のアプローチ」を再確認したものと言える。

6. 実務への提言と今後の展望

第18回WGの決定と、それに対する批判的分析を踏まえ、今後の日本における知財実務はどう

うあるべきか。

6.1 出願人・実務家への影響と対策

(1) 「とりあえず除く」戦略の終焉

これまでのように、「引用文献に書いてあるから除く」という安易な補正で特許を取得することは、極めて困難になる。出願人は、補正を行う際に「なぜそれを除くのか」「除いた発明は、元の発明と比べてどのような異質な効果を奏するのか」という技術的ストーリーを構築できなければ、進歩性のハードルを越えられない。

(2) 明細書作成時の予備的防衛

将来的な「除くクレーム」の必要性を見越し、当初明細書において、数値範囲の臨界的意義や、特定の要素を除外した場合の挙動について、可能な限り予備的な記載（Fallback position）を設けておくことが重要になる。これは「傘」の骨組みをあらかじめ強固にしておく作業と言える。

(3) 無効資料調査・FTO（Freedom to Operate）への影響

第三者の立場からは、特許庁が「除くクレーム」を認めた特許に対しても、無効審判において「除外後の発明が設計事項に過ぎない」という論理で進歩性を争う余地が広がったと捉えるべきである。特許庁の審査を通過したからといって、その「除くクレーム」が絶対的に安全（無効にならない）とは限らない。

6.2 制度的課題としての「残された宿題」

今回のWGでは見送られた「新規事項判断の厳格化」であるが、将来的に再燃する可能性は否定できない。特に、AIやIoTなどの技術分野において、抽象的な概念によるクレームが増加する中、「何が発明の本質か」をめぐる争いは複雑化している。

欧州のような厳格な「傘理論」を導入すれば、法的安定性は高まるが、日本企業の出願戦略（柔軟な補正による権利化）には大きな制約となる。このトレードオフをどう解消するかは、引き続き産業構造審議会レベルでの長期的な検討課題となるだろう。

6.3 結論：現状の問題点は解決されるか？

以上の分析に基づき、ユーザーの問い合わせである「現状の問題点は解決されると考えられますか？」に対して回答する。

- **進歩性の濫用問題（パズル的な特許取得）**：解決される方向に向かう。特許庁の運用厳格化により、技術的貢献のない「除くクレーム」は淘汰される可能性が高い。
- **補正の自由度と法的整合性（傘理論的懸念）**：解決されない。日本の実務は依然として、当初記載のない事項を除外することを広く許容する独自の立場を維持する。柴田氏らが指摘する「補正による発明の変質」のリスクは、制度的には残存する。

結局のところ、今回の対応策は「対症療法」としては強力であるが、「根治治療」ではない。実務家は、この「自由だが厳しい（補正はできるが進歩性は認められにくい）」という新たな環境下で、より高度な論理構築力を求められることになる。

参考文献・資料

本報告書は、以下の資料に基づき作成された。

- 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第 18 回 審査基準専門委員会ワーキンググループ 議事次第・配布資料（令和 7 年 11 月 17 日）¹
- 同 議事要旨及び議事録²
- 資料 3 「『除くクレーム』とする補正の考え方について」²
- そーとく日記（各記事）⁴
- 知財実務オンライン 第 269 回（柴田和雄弁理士出演回）³
- その他、関連する特許庁公表資料及び法的解説記事⁶

引用文献

1. 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第 18 回 審査基準 ..., 1月 19, 2026 にアクセス、 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/18-shiryou.html
2. 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第 18 回 審査基準 ..., 1月 19, 2026 にアクセス、 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/index/18_gijiroku.pdf
3. (第 269 回) 知財実務オンライン：「傘理論も復活した！しかし ..., 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://www.youtube.com/watch?v=nsDZxujMcak&t=6s>
4. そーとく日記, 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://thinkpat.seesaa.net/>
5. 「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁, 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html>
6. 「除くクレーム」とする補正および構成要件を削除する補正 ..., 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/8294694>
7. 論文 - 大野総合法律事務所, 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://www.oslaw.org/newsletter/047.pdf>
8. 除くクレームの限界についての検討, 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4660>
9. 日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点, 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4696>
10. 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第 18 回 審査基準 ..., 1月 19, 2026 にアクセス、 <https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/6a27c54346cd862f262f.pdf>
11. 「除くクレーム」により特許性が認められる場合はあるか (SNS ..., 1月 19, 2026

- にアクセス、<https://thinkpat.seesaa.net/article/519227276.html>
- 12. 第 18 回審査基準専門委員会 WG 議事録雑感（除くクレーム）, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://thinkpat.seesaa.net/article/519489052.html>
 - 13. 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第 18 回審査基準..., 1 月 19, 2026 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/18-gijiyoushi.html
 - 14. Blog Archives - よろづ知財戦略コンサルティング, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://yoroziupsc.com/blog/archives/01-2026>
 - 15. 基本発明に依り改良発明の特許性を否定しないという複合部分優先..., 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://www.eichi-patent.jp/LES%20J%20NEWS.64.1.pdf>
 - 16. (第 269 回) 知財実務オンライン：「傘理論も復活した ... - YouTube, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://www.youtube.com/watch?v=nsDZxujMcak>
 - 17. 審査基準 - 特許庁, 1 月 19, 2026 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/all.pdf
 - 18. 特許審査の検討 - そーとく日記, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://thinkpat.seesaa.net/category/5934083-1.html>
 - 19. 除くクレームはそんなに自由でいいのか?, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://yoroziupsc.com/blog/5348874>
 - 20. 「除くクレーム」による進歩性判断をめぐる激しい賛否両論, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/dc534df244cac20d3309.pdf>
 - 21. 特許性判断におけるクレーム解釈に関する調査研究報告書, 1 月 19, 2026 にアクセス、<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2014/01/9677c19c55555e07030686b3b781f6b6.pdf>
 - 22. 「日中韓における特許無効審判についての制度及び統計分析..., 1 月 19, 2026 にアクセス、https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h28_report_01.pdf